

令和5年度

## 特別支援教育就学奨励費援助制度のご案内

この制度は、特別支援学級就学の特殊性から、保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。

認定となったご家庭には、学校で必要とする給食費や学用品費など一部を援助します。

◆特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に在籍又は通級しているお子さまがいるご家庭が対象です。

※「就学援助制度」で認定になった方は、こちらの制度での支給は行いません。

※4月認定には受付期間がありますのでご注意ください(※裏面参照)

### 1.【援助の対象となる方】(下記の条件すべてにあてはまる方)

①	日野市に住み、小学校又は中学校の【特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室】に在籍又は通級している児童生徒のいる家庭
②	令和4年(2022年)中の総所得額が、基準額未満の家庭 (例)4人家族の場合 ⇒ 世帯の総所得額(給与所得控除後の金額)が約700万円未満(目安)の家庭 ※但し基準額は、家賃支払いの有無・家族構成・年齢等によって異なります。

### 2.必要書類

①	令和5年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書(兼認定台帳) ※申請書は「就学援助制度」と統一のものになります。 ※世帯で1枚提出(お子さまが2人以上いる場合も1枚)
②	【お住まいが、賃貸(持家以外)の方のみ】 『賃貸借契約書』または『家賃のみが分かる支払証明書』 (共益費・駐車場代などは含みません。)
③	【令和5年1月2日以降に日野市に転入してきた世帯の方や、日野市に住民票がない方のみ】 所得がある方全員の、令和4年(2022年)の所得が分かる下記いずれかの書類 ・『源泉徴収票』 ・『所得税確定申告書第一表・第二表(控)』 ・『課税(非課税)証明書』 ※令和5年1月1日時点で住民票のある自治体で、6月以降に発行可能

裏面に続きます

### 3. 申請期間

1年を通じて申請を受け付けておりますが、6/1(木)以降に申請をして認定になった場合、申請した月から支給対象となります。

当初認定（4月1日からの認定）窓口受付期間

**令和5年4月3日（月）～ 令和5年5月31日（水）**

申請書を記入の上、必要書類を添付し、郵送または窓口提出にてご申請ください。

#### 郵送申請の場合

送付先：〒191-8686 日野市役所 庶務課 就学奨励担当 **※当日消印有効**

◇郵送提出時、提出書類に不足等がございましたら、庶務課よりご連絡させていただきます。

あらかじめご了承ください。

◇郵送した書類が到着しているかは、電話口ではご本人確認が難しいためお答えできかねます。

確認を希望される方は、特定記録郵便等をご利用ください。

#### 窓口申請の場合

提出先：日野市役所5階 庶務課

◇受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

### 4. 注意事項

- ① 確定申告がお済みでない方は至急申告をお願いします。（収入がない場合や、収入が少なく税法上の扶養に入っている場合でも、申告は必要です）。
- ② 認定は年度ごとに行いますので、令和4年度に援助を受けた方も改めて申請が必要です。
- ③ 提出書類に不備がある場合は、庶務課よりご連絡いたします。あらかじめご了承ください。
- ④ 審査の結果は、7月中に郵便で送付します。
- ⑤ 審査の結果、「就学援助制度」と「特別支援教育就学奨励費援助制度」双方で認定可能な世帯に対しては、重複する費目については支給額が大きくなる方の制度でご案内をさせていただきます。それに伴い、申請書の様式が「就学援助制度」の申請書を兼ねるものとなっています。

### 5. 問い合わせ先

◇不明点等がございましたら下記までご相談いただくか、市ホームページをご参照ください。

日野市教育委員会 庶務課 庶務係 就学奨励担当

TEL:042-514-8692(直通)

<http://www.city.hino.lg.jp/kosodate/gakko/shien/1004098.html>

